

平成24年度 第1回 広島市公共事業（建設関係局所管）評価監視委員会  
再評価審議対象事業一覧表

事業種別	事業名	事業区分	事業箇所	事業期間 ※1	再評価理由 ※2	一定期間が経過した理由等
道路事業	安佐南4区 486号線	国庫補助事業	安佐南区沼田町大字伴字三森 ～ 安佐南区沼田町大字伴字笹ヶ益	平成5年度～ 未定	④	一部区間において関連する開発事業が未着工であるため。
街路事業	都市計画道路比治山東雲線	国庫補助事業	南区東雲本町一丁目 ～ 南区東雲本町二丁目	平成10年度～ 平成20年代後半	④	一部区間において、用地買収が難航しているため。
街路事業	都市計画道路霞庚午線 (8・9工区)	国庫補助事業	南区翠三丁目 ～ 南区西霞町	平成10年度～ 平成20年代後半	④	一部区間において、用地買収が難航しているため。
街路事業	都市計画道路山の手線外1 (山の手線 花都川線 (1工区・2工区))	国庫補助事業及び単独事業	安芸区船越二丁目 ～ 安芸区船越南三丁目	平成5年度～ 平成30年代前半	④	厳しい財政状況及び関連する区画整理事業の進み具合を踏まえ、進度調整したため。
街路事業	広島市東部地区連続立体交差事業	国庫補助事業	安芸区船越南三丁目 ～ 南区東青崎町 (見直し中)	平成5年度～ 平成30年代前半 (見直し中)	④	事業計画上、長期を要する大規模事業であるため。 なお、現在、共同事業者の広島県と共に本事業の見直し(平成23年度着手)を行っている。

※1 事業期間とは、事業費が予算化された年度から完成予定年度までとする。

- ※2 ①：事業が予算化された後、5年間を経過した時点で未着工の事業  
②：事業が予算化された後、10年間を経過した時点で継続中の事業  
③：事業費が予算化される前の準備・計画段階で5年間が経過した事業（大規模な国庫補助事業に限る。）  
④：再評価実施後、5年間（下水道事業については、10年間）が経過した時点で継続中又は未着工の事業  
⑤：市長が特に必要と認める事業